

平成23年 1 月 14 日

第2248号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 地域森林計画の樹立(13・林業木材産業課)..... 1
- 地域森林計画の変更(14、15・林業木材産業課)..... 1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(16、17・都市計画課)..... 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(18・河川砂防課)..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定(19・河川砂防課)..... 3
- 道路の供用開始(20・山本地域振興局建設部)..... 4
- 道路区域の変更及び供用開始(21、22山本地域振興局建設部)..... 4
- 建設業の許可の取り消し(23・秋田地域振興局総務企画部)..... 5
- 建設業の許可の取り消し(24・平鹿地域振興局総務企画部)..... 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課)..... 6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)..... 6
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... 7

告

示

秋田県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、子吉川地域森林計画をたてたので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、米代川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第15号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、雄物川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第16号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画市街地再開発事業(大曲通町地区第一種市街地再開発事業)の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画高度利用地区（大曲通町地区）の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
入道崎	男鹿市北浦入道崎字嶋畑（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
入道崎1号	男鹿市北浦入道崎字嶋畑（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
入道崎2号	男鹿市北浦入道崎字家ノ上（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
前田	男鹿市北浦西黒沢字前田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
高田1号	男鹿市北浦湯本字高田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
水上沢	男鹿市北浦湯本字水上沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
高田2号	男鹿市北浦湯本字高田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
湯本	男鹿市北浦湯本字福ノ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
福ノ沢1号	男鹿市北浦湯本字福ノ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
福田	男鹿市北浦湯本字福田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
戸賀	男鹿市戸賀字戸賀（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
戸賀1号	男鹿市戸賀字戸賀（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
新町1号	男鹿市戸賀字小沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
抜沢	男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
浜塩谷1号-2	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
戸賀沢2	男鹿市戸賀字戸賀（次の図のとおり）	土石流	
壺ヶ沢	男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢（次の図のとおり）	土石流	
抜沢	男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢（次の図のとおり）	土石流	

福ノ沢	男鹿市北浦湯本字福田（次の図のとおり）	土石流
古戸	由利本荘市赤田字古戸（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
境目	由利本荘市赤田字上田表（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平繰	由利本荘市北福田字小日種（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢 2	由利本荘市赤田字上田表（次の図のとおり）	土石流
鳥前寺沢 1	由利本荘市赤田字丸山及び蓮池（次の図のとおり）	土石流
向徳沢 2	由利本荘市北福田字小日種及び同市徳沢字小田野（次の図のとおり）	土石流
猫沢 2	由利本荘市赤田字泉野、猫沢及び山崎（次の図のとおり）	土石流
滝の沢 2	由利本荘市赤田字上田表（次の図のとおり）	土石流
アミダ沢	由利本荘市赤田字古戸、百部岡、田ノ沢頭及び丸山（次の図のとおり）	土石流
滝ノ沢 1	由利本荘市赤田字上田表（次の図のとおり）	土石流
下橋沢	横手市大屋寺内字上橋沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
劔花	横手市大森町十日町字劔花（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
高口下 1 号	横手市大森町字高口下水戸堤（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
熊の沢	横手市大屋寺内字上橋沢（次の図のとおり）	土石流
境田沢	横手市大森町板井田字境田（次の図のとおり）	土石流
金池沢	横手市大森町猿田字行拝沢及び中村古猿田（次の図のとおり）	土石流
南鳥居沢	横手市大森町猿田字鳥居沢（次の図のとおり）	土石流
劔花沢	横手市大森町十日町字劔花、餅田及び西十日町（次の図のとおり）	土石流
西境田沢	横手市大森町板井田字境田（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一ノ森下	男鹿市北浦西黒沢字一ノ森下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
向川端	由利本荘市岩谷町字向川端（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
向徳沢 1	由利本荘市北福田字小日種及び同市徳沢字小田野（次の図のとおり）	土石流
大豆沢	由利本荘市赤田字山崎（次の図のとおり）	土石流

冷水台沢	由利本荘市赤田字上田表（次の図のとおり）	土石流
滝ノ沢4	由利本荘市赤田字上田表（次の図のとおり）	土石流
滝ノ沢3	由利本荘市赤田字袖振及び上田表（次の図のとおり）	土石流
滝ノ沢5	由利本荘市赤田字袖振（次の図のとおり）	土石流
滝ノ沢6	由利本荘市赤田字袖振（次の図のとおり）	土石流
神屋敷沢	由利本荘市山田字森合及び上山田（次の図のとおり）	土石流
長谷山乙沢	横手市外目字大谷地（次の図のとおり）	土石流
後村沢	横手市外目字後村、前村及び菖蒲谷地（次の図のとおり）	土石流
大森沢	横手市大森町字高口下水戸堤（次の図のとおり）	土石流
森沢	横手市大森町十日町字西二ツ森及び東二ツ森（次の図のとおり）	土石流
裏門	湯沢市裏門一丁目、裏門二丁目、字松長根山及び字姥懐山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
関口1号	湯沢市関口字関口、古城、古城廻及び小田ノ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
関口2号	湯沢市関口字関口、古城及び古城廻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏門2号	湯沢市裏門三丁目及び字湯ノ上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏門3号	湯沢市裏門三丁目、字広沢山及び字湯ノ上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏門4号	湯沢市裏門二丁目及び字姥懐山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
下山谷	湯沢市字下山谷、字姥懐山及び字上角間沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮田2号	湯沢市関口字宮田、宮田平及び戸沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	常盤峰浜線	山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根71番1地先から字豊前長根113番3地先まで

2 供用開始の期日 平成23年1月14日

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年1月14日から同月27日まで

秋田県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	能代二ツ井線	能代市二ツ井町種字外面90番地3地先から字外面183番地38地先まで	6.00～8.00	0.485
	新	能代二ツ井線	〃	9.00～12.00	0.485

2 供用開始の期日 平成23年1月14日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年1月14日から同月27日まで

秋田県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	常盤峰浜線	山本郡八峰町峰浜目名湯字中渡下台173番地地先から字目名湯68番地2地先まで	6.00～10.00	0.620
	新	常盤峰浜線	〃	7.00～21.50	0.620

2 供用開始の期日 平成23年1月14日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年1月14日から同月27日まで

秋田県告示第23号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年12月28日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社三浦ポンプセンター

潟上市天王字上江川47-924

代表取締役 三 浦 浩 志

秋田県知事許可（般-17）第11187号

3 処分の内容

電気工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年12月28日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第24号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第

29条の5 第1 項の規定に基づき、公告する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成22年12月28日
 - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社ホームクリニック
横手市赤坂字館ノ下139番地2
代表取締役 熊 谷 邦 夫
秋田県知事許可（般－18）第80349号
 - (3) 処分の内容
建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
 - (4) 処分の原因となった事実
平成22年12月28日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1 項第4 号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成22年12月28日
 - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
牧野建設
横手市金沢本町字立石26番地5
牧 野 順 二
秋田県知事許可（般－17）第9132号
 - (3) 処分の内容
土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
 - (4) 処分の原因となった事実
平成22年12月28日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1 項第4 号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7 号）第10条第1 項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2 項の規定に基づき、公告する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 地産地消を進める会
- 3 代表者の氏名
谷 口 吉 光
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市土崎港西三丁目9 番15号 チャレンジオフィスあきた202号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田の食文化の継承・発展、食を通じた地域の絆の創出、地域の農林水産業等の支援、地元の農産物を進んで買う消費者の育成、秋田の食文化を受け継ぐ若い世代の育成、地産地消を通じた持続可能な産業創出等の活動を通じて、農と食をベースに人と人が知り合い、仲良くなり、助け合う地域社会の形成に貢献することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年 1 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川16番地

〃 〃 〃 字藤琴12番地

〃 〃 〃 字藤琴207番地

〃 〃 大沢字蕨台122番地 1

〃 〃 藤琴字家の後 1 番地

〃 〃 大沢字蕨台139番地

〃 〃 藤琴字鳥谷場32番地 2

〃 〃 大沢字荒川59番地

〃 〃 〃 字蕨台 8 番地

〃 〃 〃 字荒川44番地 1

田 代 孝 彦

伊 藤 礼 二

斉 藤 守 一

石 岡 吉 松

荒 川 好 徳

細 田 聰

市 川 一

細 田 茂 廣

石 岡 貞 幸

石 岡 千代志

2 就任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町大沢字荒川59番地

〃 〃 藤琴字鳥谷場32番地 2

〃 〃 〃 字藤琴207番地

〃 〃 〃 字家の後 1 番地

〃 〃 〃 字鳥谷場225番地 2

〃 〃 大沢字蕨台37番地 1

〃 〃 藤琴字藤琴12番地

〃 〃 大沢字蕨台99番地

〃 〃 藤琴字中荒川16番地

〃 〃 大沢字蕨台44番地 1

細 田 茂 廣

市 川 一

斉 藤 守 一

荒 川 好 徳

市 川 讓

淡 路 広 光

伊 藤 礼 二

細 田 良

田 代 孝 彦

永 塚 誠 司

3 退任監事の住所及び氏名

山本郡藤里町大沢字蕨台44番地 1

永 塚 誠 司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙南土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年1月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田市山王七丁目 5 番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目 5 番29号